

# 社協ワーカーだより

No.53 平成29年2月

地域のみなさんや関係機関の方々に向けて社協ワーカー（職員）の動きや社協の事業について情報発信するお便りです！！



発行：福岡市社会福祉協議会地域福祉課（Tel.720-5356）  
各区社会福祉協議会

## 広がれ！企業の地域社会貢献活動

「企業が持続的に発展していくためには、地域社会の一員としてさまざまな社会的課題に取り組むべきある」という考えのもと、「CSR（企業の社会的責任）」の取り組みが広がっており、福岡市内でも、企業による地域社会貢献活動が行われています。

例えば、単身高齢者が多い地域で高齢者の見守り活動に協力している企業や、地域カフェやふれあいサロン活動に協力している企業などがあります。

このような地域社会貢献活動を広げるためには、自治協議会、校区社会福祉協議会、民生委員・児童委員など、地域と企業との橋渡しをするコーディネーターが必要です。

福岡市・各区社会福祉協議会では、地域と企業をつなぐコーディネーターとして、企業の地域社会貢献活動を応援しています。

### 多様な企業の地域貢献活動の一例

#### 場所の提供

地域住民や団体などに対し、会議室などを無償で提供しています。地域カフェなど地域活動の拠点として活用されています。



#### 企業の資源を活かす



ある葬儀会社では、買物に困っている地域に対し、所有しているマイクロバスや運転手を提供し、「買物支援バス」の運行に協力するなど、地域の課題に即した社会貢献活動に取り組んでいます。

#### ボランティア活動に参加

本業を離れ、地域のボランティア活動、文化活動、公的行事に参加しています。



企業も施設も市民活動団体も、すべてが地域を構成するメンバーです。それぞれが持っている力を出し合って、得意な分野を活かしていくことができれば、地域はもっともっと住みやすくなっていくでしょう。皆様のご協力をお願いいたします。



## ～「日常生活自立支援事業」利用者がきっかけとなった「ボランティア交流会」の実施～



Aさん(67歳)は、知的障がいのある一人暮らしの男性です。「日常生活自立支援事業<sup>※1</sup>」を利用しており、社協が金銭管理等の支援をしています。月に1回本人宅を訪問してサービスを行う際に、いろいろとお話を伺うのですが、それでもなお、Aさんは社協に何度も電話をかけてきます。Aさんは作業所にも通っていますが、電話の内容が何気ない日常会話であることが多いため、「人との交流を求めているのかもしれない。もっと直接人とお話しする機会があるとよいのでは…」と考えた社協職員は、「ボランティア交流会」の開催を思いつきました。

以前から市社協のボランティアセンターや一部の区社協で実施している事業で、使用済み切手を整理<sup>※2</sup>するボランティア活動をしながら、職員も含めて参加者が交流できる場となっています。

月1回ではありましたが、その区社協でもボランティア交流会を開催したところ、Aさんはほぼ毎回参加され、それを機に区社協への電話の回数も減りました。

また、Aさんと話す中で、餅つきが得意なことがわかったため、その後、交流会に参加しているボランティアと一緒に、施設の餅つきボランティアとして大活躍してもらいました。



現在、その交流会は、Aさん以外にも、ボランティア初心者の方が気軽に参加できる場として、徐々に参加者が増えています。

※1 日常生活自立支援事業…認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な人の権利を擁護することを目的として、地域において自立した生活が送れるよう福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行う事業。

※2 使用済み切手の整理…ボランティアによって切手のまわり1cm程度を残して切り取るなどの整理がされた使用済み切手は、収集家に買い取ってもらい、そのお金は車いすの購入費に充てられます。使用済み切手は各区社協・市社協で集めていますのでご協力をお願いします。



### 今月の 気( KEY )になる!! キーワード



#### 「障害者差別解消法」

この法律は、全ての国民が障がいの有無により分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会を実現することを目的に平成28年4月に施行されました。

国や地方公共団体だけでなく会社や商店など民間事業所も、障がい者に対して、正当な理由なく、障がいを理由として差別をすることを禁止しています。

また、障がい者本人から何らかの配慮を求める意思表示があった場合に、負担が重すぎない範囲で社会的障壁を取り除くために対応する「合理的配慮」を義務化(公的機関は義務、民間事業者は努力義務)しています。今後、多くの国民に障がい者本人の意思を踏まえた「合理的配慮」が求められる場面が増えると考えられます。

上記の使用済み切手ですが、なぜ、価値のなさそうな使用済みか?…収集家はその消印に関心があります。初日印と呼ばれる切手発行日の印や、エラー印、そろ目、満月(真ん中に押印)など特殊な印を膨大な量の使用済み切手から見つける事に収集家は喜びを感じます。ですから、水に浸して剥いてしまうと価値はなくなりますので、使用済み切手をいただける場合は、はがさずに大きめに消印ごと切り取ってください。また、毎月15日(15日が閉所日の場合は直後の開所日)に中央区社協事務所(区役所1階)にてボランティア交流会も実施しています。お待ちしております♪ お問合せ:中央区社会福祉協議会 Tel:737-6280